

家庭の貧困による子どもの権利侵害について

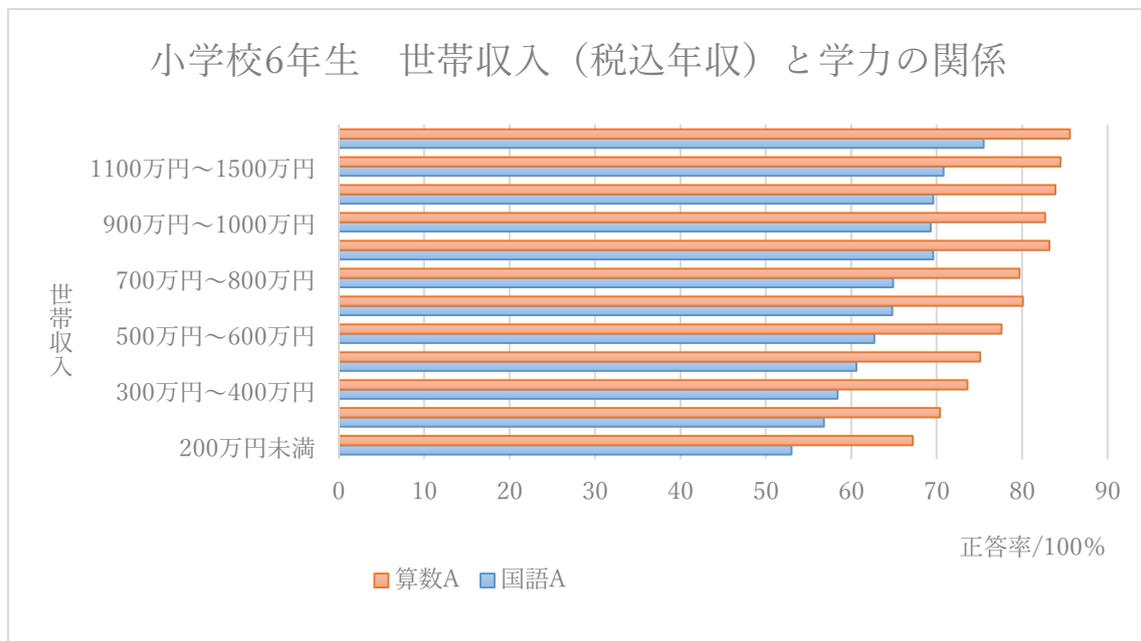
香川県立高松西高等学校 3年 藤原璃子

1. はじめに

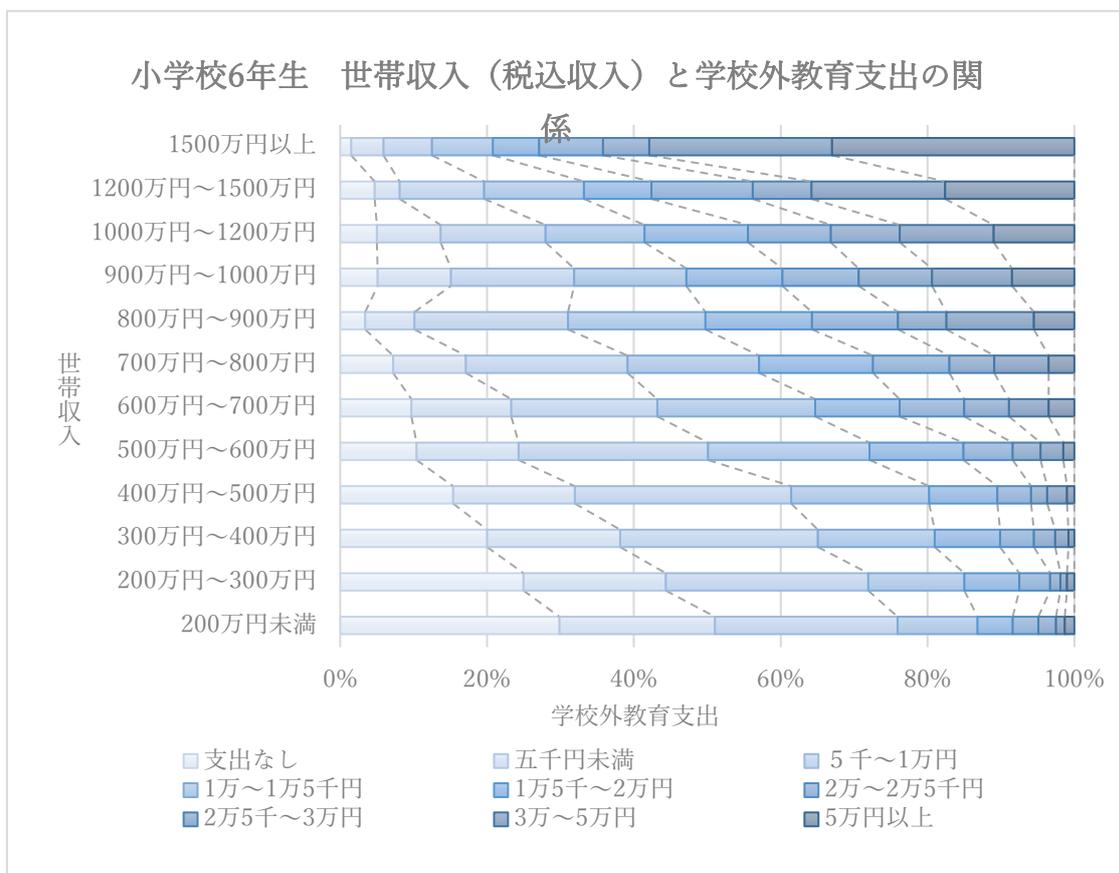
「日本の子どもの7人に1人が貧困」という言葉を聞いたことがあるだろうか。厚生労働省の平成28年度国民生活基礎調査の概況によると、平成27年度の子どもの貧困率は13.9%となっており、これは、日本の子どもの約7人に1人の割合にあたる。私はこのような現状を知り、家庭の貧困によって子どもたちの権利が侵害されているのではないかと考えた。本論文は、家庭の貧困によって引き起こされる子どもの権利侵害に対し、社会はどのような取り組みを行っており、今後求められる取り組みは何かを提案する。

2. 「教育を受ける権利」の侵害

家庭の貧困は、子どもたちの「教育を受ける権利」を侵害していると考えられる。それは、生まれた家の経済力の差によって、子どもの学力に差が生じているからだ。実際に、国立大学法人お茶の水女子大学の「平成25年度全国学力・状況調査（きめ細かい調査）」の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究¹では次のような結果が出ている。



このグラフは、平成25年度の小学校6年生の学力状況・調査テストの正答率と家庭の世帯収入の関係を表したグラフである。世帯収入の低い家庭の子どもほど、正答率が低い。本人の努力以前に、生まれた家庭の経済力によって学力に差が生まれている。次のグラフは、同調査の世帯収入と学校外教育への支出の関係を表したグラフである。



世帯収入が上がるにつれ、学校外教育の支出も多くなる傾向がある。経済的に余裕のある家庭の子どもの方が、余裕のない家庭の子どもに比べて恵まれた学習環境で教育を受けることができていると考えられる。すべての子どもが義務教育を受けられているとはいえ、能力に応じた教育機会の確保が十分にできているとはいえないのではないのか。貧富の差によって生じた学力差が、将来の職業選択の自由に制限をかけることにもなりかねない。

このような状況を改善する取り組みは全国に様々あるが、地元香川の行政が行っている取り組みを調べた。県が行っている取り組みとしては以下の2つが挙げられる。

① 香川県ひとり親家庭学習支援員派遣事業（子ども家庭課）

学習支援ボランティアによる学習支援

<対象>香川県内に住むひとり親家庭の小学生

<内容>家庭派遣による個別指導

<回数>月3回程度（1年間）

<時間>1回約60分

<場所>児童の家庭

<定員>県内15名程度

<指導者>大学生、教員OBなど

<費用>無料（個人で使用する教材費を除く）

② 生活困窮者自立支援事業（高松市 生活福祉課）

生活困窮者を対象とした学習支援

<対象>生活保護受給家庭の中学生

<内容>学校の宿題、高校受験対策、進路相談

<日時>毎週土曜日、3時間程度

<場所>香川町、四番町、古高松・屋島、木太・玉藻の4カ所

<定員>1カ所約20名

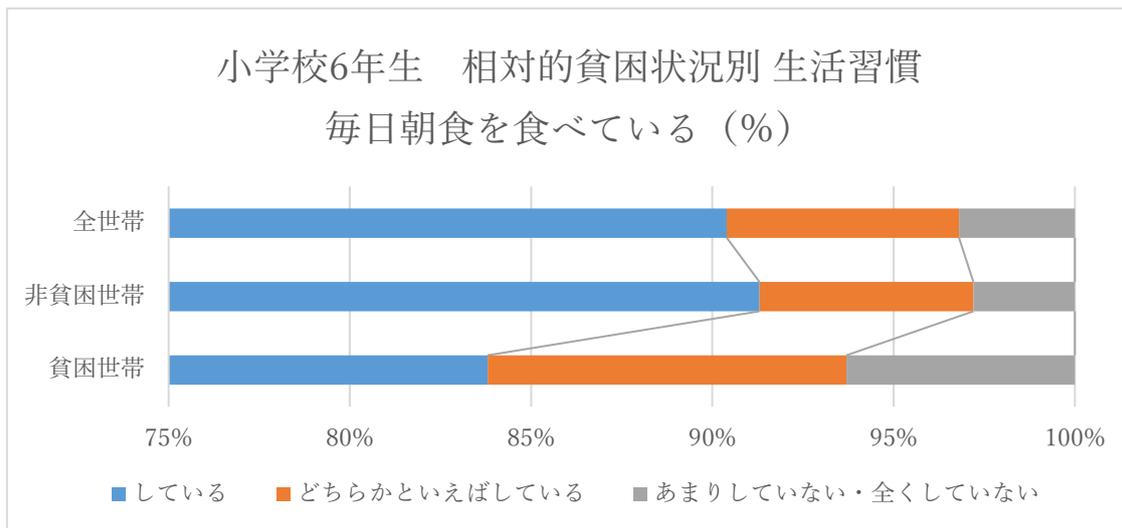
<指導者>大学生、教員OBなど

<費用>無料（教材費無料）

上記のように、ひとり親家庭や生活保護受給家庭の子どもを対象とした学習支援を行っている。しかし、これら支援は定員が少なく、すべての貧困家庭の子どもが支援を受けられていない。①の取り組みでは、今年度29人からの申し込みがあったが、昨年度受講していた児童や、兄弟で申し込んでいた児童（1家庭から1名しか受講できない）は、希望にそえず支援を受けることができなかったようだ。

3. 「生存権」の侵害

家庭の貧困は子どもたちの「生存権」を侵害していると考えられる。それは、貧困が原因でバランスのよい十分な食事を摂れていない子どもがいるからだ。次のグラフは、平成25年度の全国学力・状況調査の結果をもとにし、小学校6年生の朝食摂取状況と家庭の貧困状況を表したグラフである。



貧困世帯は非貧困世帯に比べ毎日朝食を摂っている割合が低い。このような現状は、健康で文化的な生活を送っているとは言い難い。十分な食事が摂れていなければ、集中力が欠如し学力が低下したり、病気にかかりやすくなるなど子どもの様々な権利侵害につながるだろう。

このような状況を受け、全国各地で子ども食堂を運営する取り組みが広がっている。現在、全国約 3,700 カ所以上で展開されているという。高松市のホームページでは市内の子ども食堂を 12 カ所紹介しており、一定の条件を満たしている施設に対して補助を行っている。次の表は実際に市で運営されているタイプの異なる 3 カ所の子ども食堂の例だ。

子ども食堂		A	B	C
場所		四番町	香西南町	栗林町
開催日時		第1・第3日曜 夕食	毎週土日 昼食	毎週水曜 夕食
定員		15名	20名程度	15名
参加費	子ども	無料	無料	300円
	大人	300円	無料	参加不可

施設ごとに開催日時や定員を設定しており、毎日運営している施設はなかった。子ども食堂は、参加費が無料や安価なため、栄養のある食事を毎日提供し続けることは難しい現状にある。

4. 対策

1, 2 の課題への対策を提案する。まず、子どもの「教育を受ける権利」を守るため何ができるのか。私が通う高松西高校にはその参考となる取り組みがいくつかある。例えば、職員室の前に自習用の長机が並べられており、生徒が先生に質問しやすい環境が確保されている。他にも、休日に一部の教室を自習室として開放したり、試験週間に OB・OG の大学生ボランティアを呼び学習支援を行ったりしている。これらの取り組みは、比較的容易に安価で採用することができ、生徒の学力向上につながる取り組みだといえる。

私が提案したいのは、高校生や大学生の小中学校における学習支援の拡大である。すでに高松西高校の生徒も、近隣中学校への学習支援ボランティアに毎年参加しているのだが、今年度の参加者は 12 名で、実施日も 8 月 27 日から 8 月 30 日の 13 時半から 15 時までと限られており、学習支援の現状は十分とはいえない。年間を通じて今よりも多くの高校生、大学生が充実した学習支援を行うことが必要だ。また、支援を継続・拡大させていくことで効果が表れるだろう。

次に、「生存権」を守るため子ども食堂の運営について 2 つ提案したい。1 つ目は、フードバンクの拡大だ。市内にはすでにフードバンクを併設して運営している子ども食堂もあるが、JA や大手スーパー、地域の農家と連携して食べることはできるが廃棄する食材をいただき、子ども食堂へ提供する取り組みを拡大していくべきだ。それによって、今より子ども食堂の運営が楽になるだけでなく、食品ロスを減らすこともできる。2 つ目は、学習支援と同じく、高校生や大学生が子ども食堂の運営に関わることである。学校の調理室などを利用して小中学生を呼び、一緒に食事を作り、食す。その中で食事のマナーを学んだり、食べる

ことの喜びや楽しみを味わったりできる。

学習支援と子ども食堂、どちらの提案も重要なのは授業の一環として取り組むことである。学生の自主性に任せると、特に高校生は学業や部活などで多忙な故、積極的にボランティアに参加することができないからだ。そのため、ボランティア活動を授業のカリキュラムに正式に組み込み、更に一時的でなく継続的な取り組みにかえていく必要がある。

5. おわりに

問題を解決する方法は様々あるが、大切なのはより多くの人が問題意識を持つことである。そのため、今の教育の在り方を思い切って変えていき、学生が社会へ目を向ける機会や余裕を作っていくことが必要だ。学生がボランティア活動に積極的に取り組み、若い頃から社会と関わることで、社会への問題意識が生まれ、将来の政治参加に大きく関わってくると考える。学習支援ボランティアなどを通して、子どもたちの権利が守られていないと問題意識を持つ学生が増えれば、将来、子どもの貧困対策の予算増加につながるかもしれない。人々が現代社会の問題について関心を持ち、子どもたちの権利が守られる社会になることを願う。

■参考文献

・厚生労働省

「平成 28 年度国民生活基礎調査の概況」

・国立大学法人お茶の水女子大学

「平成 25 年度全国学力・状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

・「香川県ひとり親家庭学習支援員派遣事業」を実施します（対象家庭募集）

<https://b2bch.infomart.co.jp/news/amp/detail.page?IMNEW1=1408030>

・高松市公式ホームページ 生活困窮者自立支援事業について

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurasi/kenkou/seikatsuhogo/jiritsusien.html>

・卯月由佳、末富芳 「子どもの学力・学習状況：相対的貧困とひとり親の影響に着目して」

・高松市公式ホームページ 子ども食堂について

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurasi/kosodate/shienjigyo/shienjigyo/kodomosyokudou.html>

・NPO 法人「全国こども食堂支援センター・むすびえ」

<https://musubie.org/news/993/>